

但し執行委員会の承認を要する。

第三節 産業別委員会

第十二條 同一産業の工場分会二個以上組織せられたる場合産業別委員会を構成す。
第十三條 産業別委員会は執行委員会の統制下に産業別組合組織の活動を成すものとす。
第十四條 産業別委員会の細則は別に之を定む。

第三章 機関

第一節 大会

第十五條 本組合の最高決議機関として大会を置く。
第十六條 大会は各工場分会より派遣せられたる代議員並に本部長（執行委員、各専門部長、本部長書記）によつて構成す。

第十七條 但し本部長は発言権の妨を有す。
各工場分会は左の比率に従つて代議員を派遣す。
二十名以下は五分
二十名以上は五分を増す或は一増加

第十八條 大会は毎年一回執行委員会之を召集す。
但し大会開催の期日は前年度大会の決定による。

第十九條 左の場合に臨時大会を開催することを要す。
一、執行委員会出席と認めたる場合
二、組合員三分の一以上の要求ありたる場合

第二十條 大会は代議員三分の二以上出席するに非ざれば成立せず。
第二節 分会代表者会議

第二十一條 大会より次期大会に到るまでの最高決議機関として分会代表者会議を置く。

第二十二條 分会代表者会議は各工場分会の代表者並に本部長を以つて構成す。
第二十三條 各工場分会は左の比率に従ひ分会委員中より代表者を選任するものとす。

- イ、二十名以下の分会及準備会 一名
- ロ、二十名以上五十名迄の分会 二名
- ハ、五十名以上百名迄の分会 三名
- ニ、百名以上五十名ごとく 一名

第二十四條 分会代表者会議は毎月一回執行委員会定期に之を召集す。
但し執行委員会必要と認めたる場合、若しくは分会代表者三分の一以上の要求ありたる場合は臨時分会代表者会議を召集すべきものとす。

第二節 執行委員会

第二十五條 本組合の執行機関として執行委員会を置く。
第二十六條 執行委員会は大会に於いて選出せられたる執行委員長並に執行委員に依つて構成す。

第二十七條 執行委員会は大会並に分会代表者会議の決議を執行す。
但し緊急の場合には大会若しくは分会代表者会議の決議を経ずして事務を処理することを得。（一）の場合には次期大会若しくは分会代表者会議の承認を得るを要す。

第二十八條 執行委員会の統制下に左の専門部を置く。
一、組織部 一、評議部 一、政治部